

## 議案第10号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する警察が取り扱った死体の所持品の管理の瑕疵による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年9月16日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

甲 神戸市 個人

乙 兵庫県三木市 個人

#### 2 和解の要旨

県は、損害賠償金334,720円を支払うものとする。

#### 3 事件の概要

##### (1) 事件の発生日

令和4年5月12日から同月18日までの間（事件発生日は不明）

##### (2) 事件の発生場所

鳥取県鳥取警察署内

##### (3) 事件の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、死因調査等のために取り扱った和解の相手方の被相続人である死者が身に付けていたネックレスを保管及び管理するに当たり、和解の

相手方に引き渡すまでの間、貴重品保管庫に保管することなく、他の物品と共に遺体保冷庫に保管し、和解の相手方にその存在を知らせることのないまま、遺体を引き渡し、火葬後に同ネックレスの紛失が明らかになったものである。